

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2014-2	指定年月日・指定番号	平成26年11月4日 形-10号	所在地	地番：長崎市尾上町1番40、1番41	
調製・訂正年月日	平成26年11月4日調製、平成27年1月23日訂正、平成27年6月29日訂正、令和元年9月4日、令和元年10月16日					
形質変更時要届出区域の概況	鉄道による運送の用に供する土地の跡地				面積	129.3m <sup>2</sup>
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	鉄道による運送の用に供する土地の跡地及び宅地を自主的に調査したところ、鉛及びその化合物が4単位区画等で土壌含有量基準を、ふっ素及びその化合物が1単位区画等で土壌溶出量基準をそれぞれ超過したもの。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	鉄道による運送の用に供する土地の跡地の一部及び宅地を土壌汚染のおそれが少ない土地として30m格子等5地点均等混合方式による15区画を選定し、その後単位区画等5区画を選定し調査した。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	区域の一部において汚染土壌の掘削による除去の措置が講じられた。					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	第58条第5項第10号に該当（自然由来特例区域）					
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成26年10月29日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		応用地質(株)、(株)建設技術研究所
	平成26年10月29日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		応用地質(株)、(株)建設技術研究所
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成27年2月12日	平成27年3月13日	掘削除去	長崎市長	有・無	埋立処理
	令和元年9月20日	令和元年10月30日	掘削、埋戻し	長崎市長	有・無	-
	令和元年10月30日	令和2年4月30日	掘削除去	(株)フジタ九州支店	有・無	セメント製造